

内閣人第一〇一號

起案

平成二六年七月三日

決定
平成
年月日

施行
平成
年月日

平成
年月日

裁可

平成
年月日

平成
年月日

上奏

平成
年月日

平成
年月日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五
七
者

内閣總務官



麻生國務大臣
新藤國務大臣
谷垣國務大臣
岸田國務大臣
下村國務大臣

田村國務大臣
林國務大臣
茂木國務大臣
太田國務大臣
根本國務大臣

小野寺國務大臣
甘利國務大臣
稻田國務大臣
山本國務大臣

古屋國務大臣
森國務大臣

検事総長に任命する

検事長 大野恒太郎

内閣

人事記録簿

願に依り本官を免ずる								
同	検事長	検事総長	最高裁判所事務総長	次長検事に任命する	検事長に任命する	同	検事	次長検事 渡辺惠一
勝丸充啓	池上政幸	小津博司	大谷直人	伊丹俊彦	同	田内正宏	酒井邦彦	

(以上七月十八日付)

内閣

内閣
印

法務省人検第132号
平成26年7月2日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、検事総長小津博司の退官に伴い、その後任に東京高等検察庁検事長大野恒太郎を、その後任に次長検事渡辺恵一を、その後任に東京地方検察庁検事正伊丹俊彦を、また、大阪高等検察庁検事長池上政幸の退官に伴い、その後任に高松高等検察庁検事長尾崎道明を、その後任に法務総合研究所長酒井邦彦を、広島高等検察庁検事長勝丸充啓の退官に伴い、その後任に大阪地方検察庁検事正田内正宏をそれぞれ充てようとするものであります。

記

東京高等検察庁検事長 検事総長に任命する	検事長 大野 恒太郎
法務総合研究所長	次長 検事 渡辺 恵一
大阪地方検察庁検事正	検事 酒井 邦彦
検事長に任命する	検事 田内 正宏
東京地方検察庁検事正	検事 伊丹 俊彦
次長検事に任命する	検事 総長 小津 博司
大阪高等検察庁検事長	検事長 池上 政幸
広島高等検察庁検事長	検事長 勝丸 充啓
願に依り本官を免ずる	

(平成26年7月18日付け)

法務省

2 丁		省務法		年	月	日	事項	大野恒太郎
ル	ル	八	四	一	六	四	法務省刑事局参事官に充てる	
		九	四	一	かねて法務省人権擁護局付に充てる	かねて法務総合研究所教官に充てる	かねて法務省刑事局総務課企画調査室長に充てる	
				法務大臣官房参事官に充てる	法務省刑事局総務課企画調査室長に充てることを解く	法務省人権擁護局付に充てることを解く	法務総合研究所教官に充てることを解く	
		一〇	六	東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁総務部長を命ずる	東京高等検察庁検事に配置換する
		一一	一	法務大臣官房参事官に充てる	法務省刑事局総務課長に充てる	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁総務部長を命ずる	東京高等検察庁検事に配置換する
る		一二	七	法務省大臣官房付に充てる	法務省大臣官房付に充てる	東京地方検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省大臣官房付に充てる
		一三	一	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任す	内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任す			

3 丁		法務省		年	月	日	事項	内閣	大野恒太郎
二四		二二	一九	一七	一八	一九	最高検察庁検事に配置換する	法務省	内閣
七		二一	一四	一〇	一一	一二	最高検察庁総務部長（心得）を命ずる	法務省	内閣
二〇	東京高等検察庁検事長に補する	倫理監督官を免ずる	仙台高等検察庁検事長に補する	倫理監督官を命ずる	検事長に任命する	法務省	法務省	法務省	内閣
	法務省	内閣					法務省	法務省	内閣

法務省		本籍	現住所	出生地	年	月	日	事項	序名	旧氏名	出生年月日	昭和二十九年一月十四日	渡辺恵一
1丁	法務官												
		平成二年四月一日	法務省	法務省	五〇	一〇	七	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	わたなべけいいち	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	五一	一三	三	東京大学法学部卒業		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	五三	一四	一	司法修習生を命ずる		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	五四	一六	六	司法修習生の修習終了		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	五八	一三	三	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	六一	一二五	二五	岐阜地方検察庁検事に配置換する		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	六二	一三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	六三	一一	一	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	六四	一一	一	厚生事務官（健康政策局総務課）に併任する		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	六五	一一	一	臨時脳死及び臓器移植調査会事務局主任調査員を命ずる		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省	六六	一一	一	横浜地方検察庁検事に配置換する		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	法務省	法務省	六七	一一	一	横浜地方検察庁小田原支部勤務を命ずる		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一
		平成二年四月一日	法務省	法務省	六八	一一	一	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する		渡辺恵一	一九三九年一月十四日	一九三九年一月十四日	一

2 丁		法務省			年	月	日	事項	渡辺恵一
		平成二年四月一日	厚生省	厚生省健康政策局	年	月	日	事項	渡辺恵一
	九	九	厚生事務官（健康政策局総務課）の併任を解除する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	厚生事務官（健康政策局総務課）の併任を解除する	渡辺恵一
	一	四	臨時脳死及び臓器移植調査会事務局主任調査員を免ずる	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	臨時脳死及び臓器移植調査会事務局主任調査員を免ずる	渡辺恵一
	一一	三	東京地方検察庁検事に配置換する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	東京地方検察庁検事に配置換する	渡辺恵一
	一一	一	法務総合研究所教官に充てる	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	法務総合研究所教官に充てる	渡辺恵一
	四	四	法務総合研究所教官に充てることを解く	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	法務総合研究所教官に充てることを解く	渡辺恵一
	九	一	東京高等検察庁検事に配置換する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	東京高等検察庁検事に配置換する	渡辺恵一
	一四	四	東京地方検察庁検事に併任する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	東京地方検察庁検事に併任する	渡辺恵一
	一四	一	横浜地方検察庁検事に配置換する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	横浜地方検察庁検事に配置換する	渡辺恵一
	一五	七	横浜地方検察庁刑事部長を命ずる	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	横浜地方検察庁刑事部長を命ずる	渡辺恵一
	九	二八	東京地方検察庁検事に配置換する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	東京地方検察庁検事に配置換する	渡辺恵一
	二九	一一	東京地方検察庁刑事部長を命ずる	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	東京地方検察庁刑事部長を命ずる	渡辺恵一
	一一	一一	最高検察庁検事に配置換する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	最高検察庁検事に配置換する	渡辺恵一
	八	一	東京高等検察庁検事に配置換する	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	東京高等検察庁検事に配置換する	渡辺恵一
	二五	一七	東京高等検察庁刑事部長を命ずる	厚生省	平成二年四月一日	厚生省	平成二年四月一日	東京高等検察庁刑事部長を命ずる	渡辺恵一

3 丁

法務省

年
平成一九月
一日
一六事
大津地方検察庁検事正に配置換する

項

法務省
渡辺恵

ノ

一〇

二

東京地方検察庁検事に配置換する

二
二一
一

一六

東京地方検察庁次席検事を命ずる

東京高等検察庁検事に配置換する

東京高等検察庁次席検事を命ずる

東京地方検察庁検事正に配置換する

内

ノ

ノ

閣

三
三八
八

一一

次長検事に任命する

次長検事に任命する

次長検事に任命する

次長検事に任命する

次長検事に任命する

内

ノ

ノ

閣

四
四七
七二〇
二〇

次長検事に任命する

次長検事に任命する

次長検事に任命する

次長検事に任命する

内

ノ

ノ

閣

1 丁		法務省		本籍	出生地	現住所	氏名	出生年月日	昭和二九年三月四日
年	月	日	事項						
平成二年	五月一	一〇九	司法試験第二次試験合格						
平成二年	五月二	三	東京大学法学部卒業						
平成二年	五四	四	司法修習生を命ずる						
平成二年	五四	八	司法修習生の修習終了						
平成二年	五五	九	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する						
平成二年	五八	三	長野地方検察庁検事に配置換する						
平成二年	六一	二五	東京地方検察庁検事に配置換する						
平成二年	六二	七	法務大臣官房秘書課付に充てる						
平成二年	六二	八	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する						
平成二年	一七	一	法務大臣官房秘書課付に充てることを解く						
外務事務官	外務省	六	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する						
外務事務官	外務省	六	法務事務官（在アメリカ合衆国日本国大使館）に転任させる						

2 丁		法務省				事 項	酒 井 邦 彦	外 務 省	名
年	月	日	平成	五	八				
一四			六	四	一	法務省刑事局付に充てる			
四			八	四	一	法務大臣官房秘書課付に充てる			
一			一〇	六	一〇	法務省刑事局参事官に充てる			
						かねて法務省刑事局総務課企画調査室長に充てる			
						かねて法務省人権擁護局付に充てる			
						かねて法務総合研究所教官に充てる			
						法務大臣官房参事官に充てる			
						東京高等検察庁検事に配置換する			
						東京地方検察庁検事に併任する			
						法務省刑事局総務課企画調査室長に充てる			
						法務省人権擁護局付に充てる			
						法務総合研究所教官に充てる			
						法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てる			

3丁		法務省		年	月	日	事項	酒井邦彦
								名
	二四	"	七	二五	"	"	アジア極東犯罪防止研修所長を命ずる 東京地方検察庁検事の併任を解除する 東京高等検察庁公判部長を命ずる 法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てる ことを解く	法務省
	六	一〇	六	一七	一九	六	最高検察庁検事に配置換する 奈良地方検察庁検事正に配置換する 最高検察庁検事に配置換する 最高検察庁総務部長（心得）を命ずる 心得を免ずる	法務省
	二六	二二	"	"	二〇	七	最高検察庁裁判員公判部長を命ずる 最高検察庁総務部長を免ずる 名古屋地方検察庁検事正に配置換する 最高検察庁検事に配置換する 法務総合研究所長に充てる	法務省
	"	"					最高検察庁	

1 丁		法務省												
平成 元		六三		六二	五九	五七	五五	八	月	年	出生地	現住所	氏名	
													姓	名
四		八		三	三	三	三	九	一〇	一〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	田内正宏	
一		一五		二七	二六	二五	二五	九	五四	四	京都大学法学部卒業	司法試験管理委員会	たうちまさひろ	
								検事二級（大阪地方検察庁検事）に任命する	五二	三	司法修習生を命ずる	最高裁判所	昭和二九年一二月二五日	
								大津地方検察庁検事に配置換する	五四	四	司法修習生の修習終了	法務省	出生年月日	
								東京地方検察庁検事に配置換する	五	二	宇都宮地方検察庁検事に配置換する	法務省	項	
								横浜地方検察庁川崎支部勤務を命ずる	一一	一	横浜地方検察庁検事に配置換する	法務省	序名	
								東京地方検察官（法務省刑事局付）に併任する	一一	一	外務省に出向させる	法務省	氏名	

田内正宏

省

月

日

事

項

法務省

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
外務事務官（在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部）に転任させる

法務省

法務省

法務省

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
外務事務官（在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部）に転任させる

法務省

法務省

法務省

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
外務事務官（在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部）に転任させる

五 四 五 六

五 六

五 六

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

横浜地方検察庁検事に配置換する

七 四 一

四 一

四 一

東京地方検察庁検事に配置換する

内閣審議官（内閣官房内閣内政審議室）に併任する

総理府事務官（大臣官房参事官）に併任する

法務教官（法務総合研究所教官）に併任する

内閣審議官（内閣官房内閣内政審議室）の併任を解除する

総理府事務官（大臣官房参事官）の併任を解除する

法務総合研究所教官に充てる

法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する

2丁

法務省

総理府

内閣

法務省

総理府

内閣

3 丁		法務省		年	月	日	事項	田内正宏
		平成一二	四	一				法務省
一八		一三	四	一	大阪高等検察庁検事に配置換する			
七		一四	四	一	大阪地方検察庁検事に併任する			
六		一五	四	一	東京地方検察庁検事の併任を解除する			
		一六	九	一〇	東京高等検察庁検事に併任する			
		一七	七		大阪地方検察庁検事に併任を解除する			
		一八			法務総合研究所教官・法務総合研究所国際協力部長に充てる			
		一九			東京地方検察庁検事の併任を解除する			
		二〇			東京地方検察庁検事に配置換する			
					東京地方検察庁総務部長を命ずる			
					東京高等検察庁検事に配置換する			
					法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てる			
					アジア極東犯罪防止研修所長を命ずる			
					最高検察庁検事に配置換する			

4 丁

法務省

年
平成一九月
六日
二五事
項法
務
省

田 内 正 宏

一〇〇 七 一

名古屋高等検察庁検事に配置換する

名古屋高等検察庁次席検事を命ずる

法務総合研究所名古屋支所長に併任する

一一一 七 一四

最高検察庁検事に配置換する

法務省入国管理局長に充てる

法務総合研究所名古屋支所長の併任を解除する

一一二 二七

最高検察庁公安部長を命ずる

法務省入国管理局長に充てることを解く

一一三 七 一〇〇

大阪地方検察庁検事正に配置換する

〃 〃 〃

2 丁		法務省				年	月	日	事項	伊丹俊彦	名
		八	四	一	法務総合研究所教官に充てることを解く						
	一一	四	三		法務省入国管理局警備課長に充てる						
					かねて法務総合研究所教官に充てる						
	一三	一	五		平成一三年一月五日限りで法務省入国管理局警備課長に充てることを解く						
					平成一三年一月五日限りで法務総合研究所教官に充てることを解く						
	一四	四	一		東京地方検察庁検事に併任する						
					東京地方検察庁総務課長に充てる						
	一五	三	二〇		東京地方検察庁検事の併任を解除する						
					法務省入国管理局登録課長に充てる						
	一六	七	一		かねて法務省入国管理局登録課長に充てる						
					法務省入国管理局登録課長に充てることを解く						
	一七	二八	一		東京地方検察庁検事に併任する						
					法務省入国管理局総務課長に充てることを解く						
	一八	一			仙台地方検察庁検事に配置換する						
					かねて仙台地方検察庁次席検事を命ずる						
					仙台地方検察庁石巻支部勤務を命ずる						

3 丁		法務省		年	月	日	事	項	伊丹俊彦
二二	一二								
六	七	平成一七	四	八	東京地方検察庁検事に併任する		仙台区検察庁検事に併任する		かねて仙台地方検察庁石巻支部長を命ずる
一七	一七				東京地方検察庁上席検察官を命ずる		東京地方検察庁検事の併任を解除する		仙台区検察庁上席検察官を命ずる
					東京地方検察庁検事に配置換する		東京地方検察庁検事に配置換する		
					東京地方検察庁公安部長を命ずる		仙台地方検察庁公安部長を命ずる		
					仙台地方検察庁石巻支部勤務を免ずる		仙台地方検察庁石巻支部勤務を免ずる		
					仙台地方検察庁石巻支部長を免ずる		仙台地方検察庁石巻支部長を免ずる		
					仙台区検察庁検事の併任を解除する		仙台区検察庁検事の併任を解除する		
					東京高等検察庁検事に配置換する		東京高等検察庁検事に配置換する		
					東京高等検察庁総務部長に充てる		東京高等検察庁総務部長に充てる		
					公安調査官を命ずる		公安調査官を命ずる		
					金沢地方検察庁検事正に配置換する		金沢地方検察庁検事正に配置換する		
					公安調査庁総務部長に充てることを解く		公安調査庁総務部長に充てることを解く		
					公安調査官を免ずる		公安調査官を免ずる		
					最高検察庁検事に配置換する		最高検察庁検事に配置換する		
					最高検察庁総務部長を命ずる		最高検察庁総務部長を命ずる		
					公安調査庁	法務省	公安調査庁	法務省	伊丹俊彦

4 丁

法務省

年

月

日

事

項

伊丹俊彦

平成二十三

八

一一

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省

二四

七

二〇

東京高等検察庁次席検事を命ずる

〃

東京地方検察庁検事正に配置換する

略歴

小津 博司 (おづ ひろし)

男

昭和24年7月21日生

昭和47年3月 東京大学法学部卒

昭和47年4月 司法修習生

出身地 三重県

昭和49年 4月 東京地検検事

昭和50年 3月 法務省刑事局付

昭和52年 7月 富山地検検事

昭和54年 8月 東京地検検事

昭和56年 8月 法務省刑事局付

昭和58年 7月 在ドイツ日本国大使館一等書記官

昭和61年 8月 法務大臣官房人事課付

平成 1年 9月 法務大臣官房司法法制調査部参事官

平成 3年 7月 東京地検検事

平成 4年 4月 法務大臣官房参事官

平成 6年 4月 法務省刑事局刑事課長

平成 8年 1月 法務省刑事局総務課長

平成10年 6月 法務省大臣官房人事課長

平成13年 6月 佐賀地検検事正

平成14年 8月 最高検検事

平成15年 5月 法務省大臣官房付

平成16年 1月 内閣官房内閣審議官 (内閣司法制度改革推進本部事務局)

平成16年 6月 法務省大臣官房長

平成18年 6月 法務省刑事局長

平成19年 7月 法務事務次官

平成21年 7月 札幌高検検事長

平成22年12月 次長検事

平成23年 8月 東京高検検事長

平成24年 7月 検事総長

略歴

池上政幸 (いけがみ まさゆき)

男

昭和26年8月29日生

昭和50年3月 東北大大学法学部卒

昭和50年4月 司法修習生

出身地 宮城県

昭和52年 4月 東京地検検事
昭和53年 3月 水戸地検検事
昭和56年 3月 東京地検検事
昭和58年 8月 仙台地検検事
昭和61年 3月 法務省刑事局付
平成 2年 7月 劍路地検北見支部長
平成 4年 4月 東京地検検事
平成 6年 4月 法務大臣官房参事官
平成 9年 9月 東京地検検事
平成10年 4月 東京高検検事
平成10年 6月 法務省刑事局刑事課長
平成12年 6月 法務省刑事局総務課長
平成13年 6月 法務省大臣官房人事課長
平成17年 1月 松山地検検事正
平成17年12月 法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
平成18年 6月 法務省大臣官房長
平成20年10月 最高検検事
平成21年 1月 最高検公判部長
平成22年 6月 最高検刑事部長
平成23年 8月 次長検事
平成24年 7月 名古屋高検検事長
平成26年 1月 大阪高検検事長

略歴

勝 丸 充 啓 (かつまる みつひろ)

男

昭和 26 年 10 月 10 日生

昭和 51 年 3 月 東京大学法学部卒

昭和 51 年 4 月 司法修習生

出身地 兵庫県

昭和 53 年 4 月 東京地検検事
昭和 54 年 3 月 宇都宮地検検事
昭和 57 年 3 月 東京地検検事
昭和 60 年 2 月 法務大臣官房秘書課付
昭和 61 年 7 月 法務省刑事局付
平成 1 年 7 月 在ドイツ日本国大使館一等書記官
平成 4 年 8 月 法務省刑事局付
平成 5 年 4 月 東京地検検事
平成 6 年 4 月 法務大臣官房秘書課付
平成 8 年 4 月 法務省刑事局参事官
平成 9 年 9 月 法務大臣官房参事官
平成 12 年 4 月 東京高検検事
平成 12 年 6 月 法務省刑事局刑事課長
平成 13 年 6 月 法務省刑事局総務課長
平成 15 年 1 月 法務省大臣官房会計課長
平成 17 年 1 月 法務省大臣官房付
平成 17 年 4 月 法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
平成 17 年 12 月 福井地検検事正
平成 19 年 6 月 水戸地検検事正
平成 20 年 10 月 さいたま地検検事正
平成 22 年 1 月 最高検公安部長
平成 22 年 12 月 高松高検検事長
平成 24 年 6 月 広島高検検事長

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

檢事總長

退官願

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

大阪高等検察庁

検事長

退官願

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

広島高等検察庁

検事長

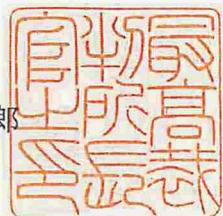
退官願

最高裁人任一第1976号

平成26年7月2日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 寺田逸郎



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

最高裁判所事務総長

おおたになおと
大谷直人

(発令希望日 平成26年7月18日)

高等裁判所長官任命資格調

(平成26年7月18日)

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
大阪高長官	最高裁事務総長	大谷直人	62	判事補、簡易裁判所判事在職通算10年以上の者	裁判所法第42条第1項第1号、第2号

2丁		裁判所		年号		月日		事名		項		序名	
年	月	昭和五七	四八	月	日	年	月	昭和五七	四八	年	月	昭和五七	四八
II	II	六二	六〇	六一	六〇	四	七	一〇	一一	一〇	一一	最高裁判所	最高裁判所
II	II	四	四	一	一	一	一	裁判所書記官研修所教官に充てる	裁判所書記官研修所教官に充てる	裁判所書記官研修所教官に充てる	裁判所書記官研修所教官に充てる	より判事の職務を行わしむる者に指名する	より判事の職務を行わしむる者に指名する
II	八	七	七	一	一	兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する	兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する	富山地方裁判所判事補に補する	富山地方裁判所判事補に補する	富山地方裁判所判事補に補する	富山地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	最高裁判所
富山地方裁判所判事に補する	富山簡易裁判所判事に補する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	最高裁判所	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	大谷直人	大谷直人

8丁

裁 判 所